

令和6年7月19日

次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん認定企業」の認定を行いました。



「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、子育て支援に関する取組が一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として認定を行う制度です。

今般、福原ニードル株式会社様を、「くるみん認定」企業に認定し、認定通知書を交付いたしました。

福原ニードル株式会社

【認定日】令和6年7月19日



【事業所概要】

- ・所在地：西牟婁郡白浜町
- ・業種：工業用メリヤス編針製造
- ・労働者数：268人（うち女性137人）
- ・<https://www.fukuhara-needle.co.jp/index.html>

行動計画について

1 計画期間

令和3年3月1日～令和6年5月31日

2 目標・取組内容

【目標】

- ① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。
- ② 子どもが保護者である社員の働いているところを実際見ることができる「子供参観日」の実施。

【達成状況】

- ① 子育てに関連する諸制度のパンフレットを作成し、自由に持ち帰ることができるよう社内にパンフレットBOXを設置。
- ② 計画期間内に3回の「子供参観日」を実施。

主な取組について

	認定基準（抜粋）	達成状況
認定基準 5	次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であること。（2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、育児休業等を取得した者が1人以上いること。	◎達成◎ （1）男性労働者の育児休業等取得率45%
認定基準 6	計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。	◎達成◎ 女性労働者の育児休業等取得率100%
認定基準 9	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	◎達成◎ ①全社一斉ノー残業デーの導入



認定基準1～10をすべて満たし、くるみん認定を取得



【認定企業様からのコメント】

女性の育児休業の取得実績はあったが、男性の育児休業は3年前に第1号が出て以降、これまで6名の取得実績があり、徐々に定着しつつある。現場では多能工化を進めており、育児休業取得者が出た際も他の人たちがカバーできる体制が整備されている。今後も子育てをしながら働きやすい環境づくりに努めていきたい。